

平成27年8月3日

守谷市議会議長 殿

委員長： 又未 成人 印

報告者： 市川 和代 印

議会運営委員会 視察・研修報告

標記の件について、次のとおり 実施 ・ 参加 したので報告します。

視察・研修日	平成27年7月29日（水）
視察・研修場所	神奈川県寒川町
視察・研修項目	通年議会について
参加者	守谷市側 松丸修久，又未成人，梅木伸治，伯耆田富夫，高木和志， 高橋典久，佐藤弘子，青木公達，関口有美重，市川和代
	相手側 杉崎隆之
視察・研修目的	守谷市議会は通年議会の導入を検討しているが，平成24年第2回定例会から実施している寒川町議会を視察・研修する
視察・研修内容	別紙参照
視察・研修総括 (今後の取組み等)	視察内容を検討し，導入について結論を出す。

視察・研修内容

通年議会について

- 導入の経緯

議会が主導的かつ機動的に活動でき、また必要に応じて本会議・委員会が開けるように通年議会を実施した。

*平成21年度から議会改革推進委員会の検討項目として取り上げ、平成23年度に本格的な検討を始めた。

- 運用について

首長が年1回・1月に議会を招集し、議会が会期を12月までと決め、議長の判断により再会と休会を繰り返す。

- メリット

- ・長の専決処分がなくなる。
- ・議員提案の議案はいつでも提出・受理できる。
- ・委員会の閉会中の継続審査の手続きが不要。
- ・議会が主導的かつ機動的に活動できる。
- ・常に議会中であるため、議員の活動と緊張感が高まり、議員の質の向上と議会の活性化が望める。

- 一時不再議について

審議機関の異なる一連の本会議の都度、事情変更の原則を適用する。

- 専決処分

交通事故対応は認める。